大紀町ねたきり老人等介護手当受給資格喪失届

大紀町長　様

届出者　住　所

氏　名

ねたきり老人等介護手当受給資格について、次の理由により受給資格を喪失したので、お届けします。

受給者（介護者）	住所 氏名	
ねたきり老人等	氏名	
資格喪失の理由		1　介護者でなくなったので 2　町内に住所を有しなくなったので 3　ねたきり老人等が死亡したので 4　ねたきり老人等が条例第2条第1項の規定に該当しなくなったので
資格喪失年月日		年　　月　　日

※　条例第2条第1項

この条例により手当の支給を受けることができる者は、町内に住所を有し、ねたきり状態又は認知症と認定したおおむね65歳以上の者（以下「ねたきり老人等」という。）と生計を同一にしており、日常その介護を行う者（以下「介護者」という。）で、ねたきり老人等の三親等内の親族とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。